
今こそ、情報公開法を使って関連文書の全面公開を実現させよう！
日韓会談文書・全面公開を求める会 ニュース
第 17 号 (2009 年 5 月 13 日)

三次訴訟

第 2 回口頭弁論

3 月 4 日 (水) 10 時 30 分

東京地裁 522 号法廷で
原告の李容洙さんが陳述

目次

3 次訴訟・第 2 回口頭弁論と 報告集会	1 - 5
2 次訴訟・第 4 回・5 回口頭弁論の 報告	6
開示請求からの流れ	7
ノー！ ハブサ訴訟	8 - 9
第 2 次不二越訴訟・第 4 回口頭弁論 の報告	10
事務局だより	11 - 12

- ・開廷と同時に裁判長が、今回は原告が甲第 98 号証と 99 号証を提出したこと・
 - ・被告国 (外務省) は準備書面 (1) を提出したことを双方に簡単に確認した後・
 - ・原告側の意見陳述を始める指示を出して、陳述が始まりました。
 - ・李容洙さんは前夜も朝も練習をして備えた陳述書をゆっくりと落ち着いた声で・
 - ・読み始めました。
 - ・日本軍「慰安婦」被害者として多くの証言を続けてきましたが、法廷には初め・
 - ・て立った緊張を克服するかのように容洙さんは言葉をかみしめながら陳述し、・
 - ・複雑な想いに駆られて声を詰まらせることもありましたが、しかし、隣席の弁護・
 - ・士の先生方の心遣いに落ち着きをとりもどして陳述を終えました。
- 被告国 (外務省) の準備書面 (1) はこちらで <http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/>

李容洙 韓日会談文書日本法廷陳述書

翻訳 張界満弁護士

私は日本軍慰安婦被害者李容洙です。今年で 82 才になります。日本軍は、当時 15 才の私を家まで入ってきて強制的に連れ出して行きました。日本海軍の船に乗せ、台湾新竹の神風特攻隊部隊まで連行して、性的奴隷にしました。

このような日本に対し、私はこれまで 18 年間、毎週水曜日ごとに、ソウルの日本大使館の前で、歴史の生き証人として、日本政府に公式に過ちを認め謝罪し、法的な賠償をすることを求める水曜デモをしています。そして、全世界を巡りながら、私の苦しかった日々を証言しています。

私は隣国である韓国と日本の若者たちが、仲良く過ごすことを願っています。そうなるためには、私のような被害者の名誉が回復され、正義が実現されることがその第一歩であると信じています。そして、この法廷で闘っているのも私のこのような努力の一環です。

この間、私のような被害者らに対し法的責任がある日本政府は、未だ韓日会談を根拠にその責任を否定しています。それなのに、日本政府はなぜ韓日会談文書を公開し、どのような方法で謝罪し賠償したかについて明らかにしないのでしょうか？

そのうえ、韓国政府は、すでに2005年に韓国政府が有している韓日会談文書を全面公開しましたが、韓国より先進国である日本政府はどのような理由で公開しないのでしょうか？
韓国政府は、2005年に韓日会談文書を公開して、1965年当時、日本軍慰安婦被害問題について交渉をしたことがなく、反人道的犯罪については日本政府に法的責任があると明かしました。

私は、日本の法廷で日本の責任者に公式に尋ねます。

“いったい韓国政府の答弁は合っているのですか？もし事実でないならば、日本政府が有している文書を公開し、韓国政府の話が合っているのか否かを明らかにして下さい。お互いのお話が異なるのであれば、このような紛争を韓日請求権協定第3条により迅速に解決して下さい。私は、日本が法治主義国家であり民主主義国家であると思います。

なのに、なぜ自分らには責任がないという文書さえ公開せず、被害者らに対する責任をあい昧にしているのでしょうか？

私は確信をもって言うことができます。

日本政府が迅速に韓日会談文書を公開しないのならば、日本は民主主義国家でも法治主義国家でもない、野蛮的な戦犯国家でしかありません。このような戦犯国家であるから、未だ独島（竹島）が日本の国土でないという日本の法令さえ隠し、日本の平和憲法さえ無視しているのではないのでしょうか。

裁判長様

なぜ韓国で全面公開された文書を、日本政府が最後まで隠そうとする愚かなことを許すのですか？

韓国と日本が、韓日会談文書を全面公開し、その真実が明らかになることを願っています。そして、遅くなりましたが、被害者らが活着している間に正義を回復するようにして下さい。

それが、この老いた被害者が、一生をかけて韓国と日本の平和のために願う最後の呼び掛けです。

最後まで聞いて下さってありがとうございます。

2009 3 4

報告集会

3月4日 11:00～12:00

弁護士会館 1002号会議室

通訳 梁澄子さん 参加者 22名

李容洙さん 感謝の挨拶と気になる裁判の見通し

皆さん、ありがとうございます。皆さんが参加してくださって情熱を傾けてくださったおかげで、私はこのような場で証言をすることができました。皆さんのおかげでたくさんのお話を知りました。この問題についてだけではありません。慰安婦問題は何なのか。皆さんのおかげで慰安婦問題を問題としてやってゆかなければならないことを知ったのです。

皆さんが日本に招いてくださることで、あの頃私が捕らえられて行ったことはこういうことだったのか、そして、日本が解決するべきだと皆さんが運動している姿を見て、私の問題は日本においてきちんと解決されなければならないということも逆に知ることもできたのです。

日本と韓国はお隣の国です。日本政府が早くこの問題を解決しなければならないのは大前提の事実ですが、来日を重ねるたびに、以前は日本に対して憎い感情もあったのですが、この感情は変わって行って、今はそれが情になっています。私は82歳になる今日まで法廷に立ったことはありません。今日、初めて法廷に立ちました。最後のところで泣いてしまいました。なぜ私がこの法廷に立たなければならないのだろうと思うと涙が出てきてしまったのです。罪もないのに私が法廷に立たなければならないのかと思ったわけです。でも、日本がこの問題についてきちんと認識ができていないのだ、だから私が私の存在を見せることで、この歴史の生き証人を見せることで解決ができるのではないかと、そういう風に思い直しました。また、皆さんのことを思うと法廷に立っていても気持ちはとても楽でした。私は歳をとりましたけれども、両国の若い人たちのことを思うと、私が生きている間にこの問題が何とか解決して欲しいと思います。

一昨日、従軍慰安婦の「従軍」を削除することについてやりましたけれども、どうして削除するのがいけないのか分かりませんでした。でも説明を受けて「従軍」をとると軍について行ったことを削除することになるからだと説明を受けてやっと分かりました。今日、私は法廷に立ちましたけれども、この裁判はどうなるのでしょうか。

通訳・梁澄子さんの用語解説

韓国でも最初は、従軍慰安婦という言い方をしましたが、アジア連帯会議で「従軍」をとることにしました。93年に被害者たちが「従軍」は嫌だということで、とったのです。それで、日本軍「慰安婦」という言い方にしたのです。今は日本軍「慰安婦」という言葉になって、運動の中ではもう従軍慰安婦という言葉は使っていないのです。

小町谷育子弁護士 今後の裁判見通し 外務省側から担当者は3名との説明

文書の量が膨大なため、裁判長が今後の進行をどうするのか相談したいということで、私たちが裁判所の準備室へ行きました。

裁判長が今後の進行をどのようにするかについて双方に質問をしました。みなさんのお手元がないから分かりにくいと思うのですが、国が提出した書面には、不開示理由が1番から8番まであります。このうち、一番重要なのが韓国あるいは北朝鮮との間の交渉上不利益になるという理由ですが、国の提出した表では、この論点に関する文書が259個あります。他は、韓国との信頼関係が無くなるものが109個、竹島問題は48個、犯罪の予防に関連するもの11個という風に区分けがなされています。不開示理由1～8のうちの5, 6, 7, 8は文書数が少なく、国の準備書面(1)で国の主張はおおよそ終わっているようですので、今回は原告がこれに反論するということになりました。併せて情報公開法の構造をどのように考えるかという総論的な主張も被告・国から出されているので、それに対する反論もすることになっています。

今後の進行は、不開示理由の3の48文書にあたる竹島問題ですが、次回までに国が竹島問題についてはできるところまでやってくださいということになりました。今回は5月26日(火)10:30~です。その1週間前までに原告・被告双方が主張を提出することになっています。今日は3月4日で今回は5月26日ですので、2ヶ月か2ヵ月半に1回というペースで期日が入るだろうと思います。今日の段階で、主張の整理だけで1年にかかる可能性があるかなという印象を得ました。できる限り訴訟を促進するためには、国から主張が出されたら、それに対する主張は次回までに原告が出すという形で双方共にど

んどん主張することで促進するということが、方針としては、なんとなく決まったということですが。

外務省では担当者が一人しかいないので主張をまとめるのに時間がかかりますという説明がありました。国の書面でざあーと訴訟検事の名前が出ていますが、その中で本件を担当しているのは実は2人だけとのことで、外務省の担当者を含め実質3人で案件を担当しているようです。

民事3部の第2次訴訟は早く終わりそうですが、こちらの3次訴訟は主張の整理だけでもだいぶ時間がかかるとおもいます。文書の量が多いのでそれは仕方がないと思います。

李容洙さん 独島と私は同じです

日本人の弁護士にお話したいことがあります。植民地時代に日本人は朝鮮に来て、行ったり来たりしながらあらゆるものを奪って行きました。山も日本のものだと言って日本の名前をつけたりしました。私もそのように引っ張ってゆかれました。その結果、今、日本は竹島(=独島)を自分たちのものだと言っています。当時奪った独島を。だったら、当時奪われた私も自分のものだと言うのか訊いてみてください。日本が植民地時代に奪ったものに独島がある。今は自分のものだと言っている。じゃ、日本の時代に奪った私も日本のものだと言うのですか。

東澤靖弁護士 そうじゃない。

李容洙さん そうじゃないけど、自分のものと言うもの。だから私は話をしているから、自分のもの、自分がつけた、それはっきり独島ですよ。独島なのに、日本がつけたのは他人のものだから自分たちが勝手に名前つけたんだから、勝手な名前をつけていますよ。李容洙を連れて行って、容洙でないでしょ。俊子とつけてくれた日本軍人が、だから日本のものですか、私は。

東澤靖弁護士 独島について日本はまだ日本のものだと言っているんだよね。ただ他のものについて、自分のものだと今言っているわけではない。

李容洙さん いや独島じゃない、竹島と言ったんでしょ。だから、自分のものじゃないから自分たちがつけたものを竹島と、独島は違います。人のものね、私も連れて行って俊子と名前をつけたし、独島だのにまだ竹島とつけた。はっきり言えば、私、今、喋っているから、自分のものとは言わないけれども、独島は李容洙だよ。李容洙は独島なんです。独島のことを思うととても胸が痛みます。独島に勝手に竹島と名前をつけられて奪われたと思うと、これは私だと、勝手に俊子だという名前をつけて、日本のものだと言われる私と思う。

東澤靖弁護士 僕は個人的に言うけれども、独島について僕はあまり胸は痛まない。しかし、容洙さんが俊子と名前をつけられたら、胸は痛む。これは違うものだと思う。

李容洙さん 同じですよ、同じ朝鮮です。私は独島と共に生きています。

東澤靖弁護士 同意書についての外務省文書への対応

今回、対象となっている文書について、一方で去年皆さんにお願いしたように、これは裁判とは別に、外務省の中でもう1回考え直してください、そのために第三者機関があるので、そこで判断してくださいというのをやっています。それで、去年の夏に皆さんからの同意書を集めるために協力していただいたのですが、今、それについて全部集まったわけ

ではなくて、半分くらい集まったのです。こちらの方は集まった分だけで進めてくれと外務省に言っているのですが、先日、外務省から文書が来まして、他についても同意書を出すか、あるいはもう一回委任状を出して取り下げる手続きをするか、亡くなった人に関しては死亡関係の書類を出さないと、すでに出している人の分についても進めないと言ってきている。これは酷いじゃないの、集まった人たちの分だけでもどんどん手続きを進めてくださいとこちらから言っているけれども、そこがぶつかっていますので場合によっては、ここで向うが全然折れなければ、別の事件に発展してゆく可能性もあります。それだけ、今、お話しておきます。実際にその動きが始まったらご報告いたします。

李容洙さん 韓国憲法裁判所が4月9日に外交保護権をめぐる公開弁論を開く

2005年5月に韓国外交通商省は、この「慰安婦」問題は日韓条約では、日韓請求権協定の過程では議論されなかったということを言いました。それで私は韓国外交通商省の前でひとりデモをやりました。そして、憲法裁判所に対して私たち日本軍「慰安婦」被害者109人が憲法訴訟を起こしました。その当時は、現国連事務総長である潘基文が外交通商相だった時ですが、その裁判が今年の4月9日に公開弁論を開きます。

司会 皆さん、容洙さんに拍手をお願いいたします。

最後に、次回の3次訴訟第3回口頭弁論は5月26日(火)10:30~、
2次訴訟第5回口頭弁論は4月15日(水)11:30~、いずれも東京地裁の522号法廷となりますので、傍聴をぜひお願いいたします。

事務局よりお詫びいたします

1月30日に発行いたしましたニュース16号の7頁に誤記がありました。当該の原告の方々には、小竹事務局長から電話にてお詫びをいたしました。ここに改めて訂正させていただき、失礼をお詫びいたします。

7頁の訂正部分

2008年12月23日 2009年度の総会が開かれました
2009年活動方針 運動方針

1 下記を原告として、二次、三次訴訟をおこなう。

2次訴訟

韓国在住原告	崔鳳泰、李金珠、呂運澤
日本在住原告	太田修、田中宏、西野留美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来、梁澄子

3次訴訟

韓国在住原告	崔鳳泰、李金珠、呂運澤、李容洙
日本在住原告	太田修、田中宏、西野留美子、山田昭次、吉澤文寿、李鶴来、梁澄子

以上

二次訴訟 次々回に結審の可能性

第5回口頭弁論で、裁判長が指摘

二次訴訟 第4回口頭弁論の報告

日時・・・2009年2月17日(火)14:00~14:30

会場・・・東京地裁522号法廷隣・控室

東澤弁護士

今日は原告側から準備書面(2)を出しました。国側が不開示だと言っているが、不開示の理由にはならないと言っています。三分の二ぐらいは既に韓国側の文書があるので、それに対してもう隠している意味はない、或いは、日本内部の検討文書があったのですが、文書137と言っていたのは、いわゆる竹島、独島問題について、領有権に関する文献のリスト等640頁については、一切不開示になっています。

裁判所も言っていました、全く中身が分からない。いずれにせよ、二次訴訟はがっぶり四つに組んだ展開になっています。三次訴訟の方は、数万頁の文書があるので忙しくなります。

二次訴訟・第5回口頭弁論の報告

日時・・・2009年4月15日(水)11:30~

会場・・・東京地裁522号法廷隣・控室

二関弁護士 文書137は、竹島問題に関するもので全面不開示です。他の書面は大体一部不開示です。

どういう書類かという概略だけを説明しますと、竹島問題に関する文献資料を、日韓会談の当時、外務省の中にあつた日韓国交正常化交渉史編纂委員会が収集し、その資料のタイトルと どういった文書なのかという概要を説明したものだ、というものであることは分かっています。

それを出すことは、「公にすることにより、韓国との信頼関係が損なわれるおそれ」等があると国側は言っているわけですが、40年以上も前に、国が竹島問題に関してどのような資料を集めて検討していたかということが分かったからといって、信頼関係を損なうことはないでしょうということを準備書面に出しました。

また、裁判官が変わりましたが、裁判長は次々回で結審する可能性を指摘していました。そうなれば、主張のやりとりとしては、国と原告側とが残り一回ずつ、最後の主張をするという流れになるかと思えます。

張弁護士 「甲21号証の1」というのは、第7次韓日会談全面会談第25次法的地位委員会の会議録の内容(韓国人学校の卒業生の進学資格の問題に関する議論を含む在日韓国人に対する処遇問題に関する議論)について協議された部分ですが、李洋秀さんが会議録を全部翻訳していただきましたので、それを全部裁判所の方に証拠として提出しました。

黒塗り部分は、新谷民事局長が「韓国側が言う韓国学園卒業者に対する同等な資格認定は、韓国内の正規学校卒業者と同等に認定してくれということなのか? 韓国内の各種学校卒業者と同等に認定してくれということなのか?」というものでした。その時代の時代背景が見て取れて面白いなあと思えます。

皆さん、興味があればホームページで会議録を見ることが出来ますので一度目を通していただければ良いかと思えます。

被告国は韓国人の靖国合祀問題も含めて 日韓請求権協定で解決済みと主張

2月23日(月)午前11時より 東京地裁103号法廷 ノー！ハブサ訴訟第9回口頭弁論 被告国・靖国神社の不誠実な主張に原告・弁護団が反撃！

2月23日(月)午前11時より東京地裁103号法廷でノー！ハブサ訴訟第9回口頭弁論が行われました。

前回の口頭弁論までで原告の主張は一応出揃ったため、今回は被告国・靖国神社が反論することになっていました。被告国は反論が大部になるためとして、今回は前半部分の合祀手続に関する主張及び被侵害利益に関する主張の準備書面3を提出。靖国神社は原告からの生存合祀者に関する求釈明に対する反論の準備書面5を提出しました。

原告の李熙子(イ・ヒジャ)さんが意見陳述 冒頭、原告・林西云さんの急逝を報告

今回は原告の李熙子(イ・ヒジャ)さんが参加され意見陳述を行いました。李熙子さんは陳述の冒頭、去る2月13日に原告の林西云(イム・ソウン)さんが急逝されたことを明らかにし、「林西云が逝き、それまでに増して一層私はわが父イ・サヒョンの名前を靖国神社から削除できずには死ねないな、と思いました。」とこの裁判にかける思いを語り、今回の被告の主張に対し批判しました。

精神的被害を軽視する被告国

特に、被告国が「感情を害されたにすぎない」と原告の精神的被害を軽視する主張を準備書面で繰り返している点について、李熙子さんは「靖国神社が私に与えている苦しみは精神的なものです。私は父が徴用令で戦地に駆り出されて犬死させられたことが無念でならないのです。」

亡くなったという事実を知らせもしない日本政府と、父の名前を無断で合祀した靖国神社に激しい憤りがこみ上げるのを感じます。合祀事実を知った1997年から10年以上もの間、取り下げを要求しても家族の意思を無視する靖国神社の態度に息が詰まる思いです。子としての道理を果たせていない自責の念に骨まで痛みます。これが私の味わってきた、そして今でも変わらない痛切な苦しみです。」

裁判長、私は2001年8月14日午前に靖国神社の前で起こった光景を忘れることができありません。私は父の名前を削除してほしいという要請書を携えて靖国神社を訪問しただけなのに、鳥居の前には「汚い朝鮮人は入ってくるな。顔も見たくない。朝鮮人は帰れ！」と狂ったような勢いで大声を張り上げて鳥居をふさいでいる人たちがいました。私は靖国神社を汚そうと汚物を持って行ったわけでもなく、争うための武器をもっていたわけでもありません。その日に私が受けた恥辱的な侮辱感、その精神的ショックは深い傷を残しました。本当になんとも表しようのない、忘れられない日です。」

「一つお聞きしましょう。日本国には「精神的被害」という言葉はないのですか。」と厳しく追及しました。

生存者を合祀しても遺族に謝罪はしていない(靖国神社)

一方、靖国神社は「被告靖国神社の教義として、いかなる理由であれ、霊璽簿に何らかの記載をするということはありません。」と繰り返すだけの簡単な準備書面です。

「木で鼻をくくった」靖国神社の不誠実な態度に、原告側はあらためて「生きている人を、勝手に「死者」として扱うことは、非礼・失礼なことではないのか。被告靖国神社は、そもそもこの点についてどう考えているか。」靖国神社は、「霊璽簿は特に重要な簿冊である」との考え方をとっていると窺われるが、しかし、そのような重要な簿冊に、誤った記載があるということは許されないのではないか。」「霊璽簿に誤って記載されたが、その訂正、削除が一切できないとすると、霊璽名簿には被告靖国神社のいう「英霊」以外の者の名前の記載もあるということになるが、それでよろしいのか。」等、19項目に及ぶ求釈明を行いました(準備書面15)。

これに対し、靖国神社が改めて「答弁の必要はない」との態度を繰り返したため、さすがの裁判長も「靖国神社は争訟性の問題だけで答弁の必要がないと考えているかもしれないが、裁判所としてはそれで終る訴訟とは考えていない。」と言わざるを得ませんでした。原告側内田代理人は「重要な見解なので調書にとってほしい」と求めました。

靖国神社は「戦没者追悼施設」ではなく「天皇教」の本山か？

あまりの不誠実な靖国神社の態度に、大口代理人が立ち上がり、「生存者を合祀しても取り消しも本人への謝罪を行わないのに対して怒るということは、例えば天皇が死んだとして韓国で勝手に報道した場合に皆さんは当然怒るでしょう。それと同じことなんですよ。」と訴えました。

これに対して、国の代理人の後ろにかくれていた靖国神社側代理人が血相をかえて立ち上がり、「天皇が死んだとはどういうことか。今の大口代理人の発言を調書にとってくれ」とかみついたのでした。

別に「天皇が死んだ」とは言っていない、生存者を死者として勝手に合祀して取り消しも謝罪もしないとはどういうことかを分かりやすく説明しただけなので、靖国神社側の傍聴者も何がおきたのかピンと来ない様子でした。思わぬバトルの発生に、裁判所は「今の大口代理人の意見は書面として裁判所に出してほしい」となんとかその場をまとめました。

あたかも、「不敬だ！」とでも言い出しそうな靖国神社代理人の過剰反応は、「唯一の戦没者追悼施設」を標榜する靖国神社の存在に疑問符を投げかけるに十分でした。

靖国合祀の本質を暴く闘いは次回以降も続きます。

みなさん、ぜひ傍聴に足を運んでください。

(山本直好)

3月4日、第2次不二越訴訟の第4回口頭弁論 第4回口頭弁論(吉澤文寿さん証人尋問)報告

日韓会談では、 女子挺身隊動員被害は議論されず

3月4日、第2次不二越訴訟の第4回口頭弁論が開かれ、吉澤文寿さんの証人尋問がおこなわれました。吉澤さんは淡々と、時には熱い心を込めて、日韓条約によっては、日本の朝鮮植民地支配による被害について何も解決していないことを証言され、最後に、戦後補償問題について下記の3点にまとめました。

第1に、日韓協定で戦後補償問題が解決したとするのは不当です。日韓会談で議論されたのは財産に関する議論が中心で、とりわけ植民地支配による被害については、日本側には全く認識が欠けていました。

第2に、日韓会談では、被害の実態にまで踏み込んだ議論はされませんでした。本訴訟の原告である女子勤労挺身隊はもちろん、いわゆる日本軍「慰安婦」についても全く触れられていません。軍人軍属、「労務者」を含むすべての強制連行の実態について議論を尽くしたとは言えません。

第3に、本訴訟に引きつけて言えば、日韓会談の交渉当事者はすべて男性であり、階級的にも、ジェンダー的にも女性の被害について全く無関心な交渉でした。

つまり、日韓協定を口実にして被害者の要求を拒むことは、特に女性被害者に対しては何重にも屈辱を与えることとなります。同時にそのような日本政府の下にいる日本国民をも辱めることとなります。

以上のことを考えると、日本政府は日韓協定を理由に被害者への補償を拒むことなく、植民地支配に対する「お詫び」ではなく、「謝罪」をおこない、その加害性を認めた上で、被害に対する補償措置を誠実に実行すべきであると強く考えています。

1時間の主尋問の後、裁判長が不二越と国に反対尋問を促しましたが、「ありません」と答えるだけでした。

(要約文責：新谷宏)

6 / 15 五十嵐証人尋問の重要性

次に、国際法の研究者である五十嵐正博さんの証人採否に移り、裁判長は何の躊躇もなく採用を告げました。一昨年、富山地裁で五十嵐さんの証人尋問がおこなわれているにもかかわらず、改めて高裁で証人尋問をおこなうことは、裁判所が新たな証言を期待しているからです。

特に、昨年10月、ナチスドイツがおこなったイタリアでの住民虐殺について、被害者遺族に賠償金を支払うように命じるイタリア破棄院(最高裁)の判決についての評価がひとつの焦点です。判決は「(事件は)重大な国際人権法違反であり国際法上の犯罪行為は条約などの請求権放棄規定によって免責を主張することは許されない」というものです。

吉澤文寿さんの証言と五十嵐正博さんの証言によって、かならずや富山地裁判決を覆すことができると確信しています。皆様のご支援、傍聴をお願いします。

(2009年4月)新谷宏(第2次不二越強制連行・強制労働訴訟を支援する北陸連絡会)

事務局だより

今後の裁判日程

3次訴訟 第3回口頭弁論 5月26日(火) 10:30~
東京地裁 522号法廷

2次訴訟 第6回口頭弁論 7月8日(水) 11:30~
東京地裁 522号法廷

裁判後に弁護団報告があります。傍聴をよろしくお願いいたします。

会費納入・カンパのお願い

当会の会計事情はニュース発行にも支障が出るほど逼迫しております。振込用紙を同封いたしましたので、事情をお察しの上ご協力くださいますようお願い申し上げます。

3月1日、中部地区第2回ミニ集会を名古屋で開催しました

「“戦後63年を振り返って”・・・日本と韓国の友好を深める集い」

主催・「日韓会談文書・全面公開を求める会」 共催・「なごや百合の会」有志

1. 開会挨拶 安田多香子
2. なごや百合の会の紹介 藤原淳子
3. 日韓会談文書・全面公開を求める会の紹介
4. ビデオ上映 小竹弘子

「わたしの北京世界女性会議」、「これ以上原告らを苦しめないで(法廷用)」

「もうひとつの韓流 ~戦後60年の韓国を訪ねて~」いずれも一部上映

5. チマ・チョゴリと戦争 李金珠(イ・クムジュ)さん
6. 竹島(独島)は日本・韓国、どっちの領土? 李洋秀(イ・ヤンス)さん
7. 質問
8. 閉会挨拶 安田多香子

「なごや百合の会」は、名古屋市が1990年から2000年まで実施した女性海外派遣事業に参加した市民が、帰国後も男女平等参画を推進する活動を行う目的で設立された団体です。

次頁に、中田妙佳さんがミニ集会参加の感想を寄せてくださっています。

事務局だより

中部地区第2回ミニ集会

日時 2009年3月1日 2時~4時
場所 つながれっとNAGOYA

情報公開・オープンな日本社会をめざして

3月1日、「日韓会談文書・全面公開を求める会」と「なごや百合の会有志」共催による集会に参加させてもらいました。

企画はなかなか工夫されていて、参加者へ直接、視覚に訴える企画が印象的でした。

ビデオ映像を取り入れたり、実際にチマチョゴリに着替え変身した小竹事務局長が登場し、イ・クムジュさんが流暢な日本語で植民地当時の日本の支配について解説がありました

また、イ・ヤンスさんから、膨大な日韓文書を相手の、気の遠くなるようなつき合せの具体的な作業の中から、偶然発見された竹島に関する政令について聞かせてもらい、その時の驚きの一端を追体験させてもらいました。

竹島政令の「偶然」の発見は、イ・ヤンスさんの、気の遠くなるようなつき合せの努力が実を結び、朝鮮半島の人びとへの贈り物となったように思ったのは、私一人だけでしょうか。

名古屋三菱・朝鮮女子勤労挺身隊訴訟や、戦後補償問題にかかわる韓日の人々の運動と、熱い思いと、憤りが、目の前に映像・音声・肉声で、日本人である、戦後生まれの私に、あらためて伝えられているんだと、受け取りました。

きれいな色のチマチョゴリや白い朝鮮民族の服が、朝鮮半島の風土に適した人々のくらしの中で、伝統文化に生きる人間の知恵として大切にされてきた。当時の当たり前の、身につけるその衣服にまで、日本の占領と植民地によるさまざまな禁止や、徹底した弾圧統制があった。人間として生きる誇りを踏みにじる日本権力への腹立たしい怒りと、当時の苦しい暮らしを強いられた庶民の身近な苦しみが、私の皮膚感覚に、すーと時空を越えて伝わってくる思いでした。

凜という言葉が、まさにふさわしい90歳のイ・クムジュさんが、はるばる韓国からそして東京・名古屋と旅されて伝えようとされたものを、きちんと受け取ることができたでしょうか・・・と、自分に問いかけております。

準備されたみなさまを含めて、みなさま、ありがとうございました。ほんとうにご苦労さまでした。

(日韓会談文書・全面公開を求める会

会員 中田妙佳)

発行

日韓会談文書・全面公開を求める会

共同代表: 太田修 田中宏 西野瑠美子 山田昭次 吉澤文寿

(事務局) 〒259-1114 神奈川県伊勢原市高森

3-4-22 高梨荘 202

TEL・FAX: 0463-95-4662 (小竹)

[Http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/](http://www7b.biglobe.ne.jp/~nikkan/)

[E-mail: nikkanbunsho@yahoo.co.jp](mailto:nikkanbunsho@yahoo.co.jp)

郵便振替口座 /00820-7-102287

加入者名: 日韓会談文書・全面公開を求める会